

第19回 多々良沼・城沼自然再生協議会 総 会

令和8年6月13日(土)14:00～
於:館林市市民文化会館 小ホール

次第3 議事

- 1 開会
- 2 会長挨拶・事務局長挨拶
- 3 議事
 - (1) 委員の変更
 - (2) 令和7年度 事業報告
 - (3) 令和7年度 会計及び監査報告
 - (4) 令和8年度 事業計画(案)
 - (5) 令和8年度 予算(案)
 - (6) 著作権に関する規定
- 4 令和7年度事業及び関連団体の活動報告
 - (1) 令和7年度 多々良沼および周辺河川水質調査結果
 - (2) 城沼水質調査
 - (3) 2025年度 多々良沼・古城沼 水質調査報告
 - (4) 自然再生協議会の植物モニタリングの変遷
と2025年度(令和7年度)多々良沼自然公園を愛する会の活動結果
- 5 協議会実施事業提案
 - (1) 協議会実施事業提案表
- 6 その他
- 7 閉会

議事(2) 令和7年度事業報告

(1) 協議会総会開催

第18回：予算案・事業計画案の協議、今後の予定及び進め方について（6月14日）

(2) 水質浄化への取組み

水質調査（多々良沼・古城沼・城沼）

（委託）（多々良沼・古城沼：自然再生協議会事業）

（城沼：河川維持補修事業）

(3) モニタリング調査【資料2-1】

植物モニタリング調査（計3回 5月21日、7月9日、7月30日）

参加者数：延べ52名

(4) 古城沼環境調査業務（委託）【資料2-2】

（令和6年度繰越）

(5) 多々良沼・城沼の自然紹介冊子（鳥類編）【資料2-3】

（令和6年度繰越）

議事(3) 令和7年度会計報告

令和7年度における歳入及び歳出の決算額は次のとおりです。

歳入決算額 12,660,826 円
 歳出決算額 5,135,201 円
 差引額 7,525,625 円 (翌年度へ繰越)

【歳入の部】

(単位)円

項 目	予算額	決算額	増減額	備考
負担金	3,828,000	3,828,000	0	
群馬県	1,914,000	1,914,000	0	
館林市	1,276,000	1,276,000	0	
邑楽町	638,000	638,000	0	
繰越金	8,818,759	8,818,759	0	R6繰越金
雑収入	241	14,067	13,826	預金利息
合計	12,647,000	12,660,826	13,826	

【歳出の部】

(単位)円

当初	項 目	予算額	決算額	増減額	備考
委託費	委託費	7,200,000	4,440,914	▲ 2,759,086	・多々良沼・城沼の自然紹介冊子作成業務 ・古城沼環境調査業務 等
	調査費	4,800,000	326,680	▲ 4,473,320	多々良沼水質調査
会議費	会議費	100,000	298,087	198,087	資料印刷費、消耗品費
事務局経費	事務局経費	400,000	69,520	▲ 330,480	
	消耗品費	370,000	47,760	▲ 322,240	
	役務費	30,000	21,760	▲ 8,240	郵送費、振込手数料
予備費	予備費	147,000	0	▲ 147,000	
合計		12,647,000	5,135,201	▲ 7,511,799	

【歳入の部】決算額 12,660,826 円

【歳出の部】決算額 5,135,201 円

差引額 7,525,625 円 翌年度へ繰越

議事(4) 令和8年度事業計画(案)

(1) 総会開催

第19回：予算案及び事業計画案 協議（6月13日）

(2) 各専門部会の開催

実施事業における協議・検討

(3) 自然再生事業（委託及び活動費補助）

水質関係 ・ 多々良沼・城沼水質調査

多々良沼：協議会事業（※城沼：県河川事業で実施）

生態系関係 ・ 植物モニタリング調査（外来種除去・希少種保全）

・ 古城沼の植物調査

親水性関係 ・ 城沼バーチャル映像づくり

その他 ・ 公式サイト管理運営委託

議事(5) 令和8年度予算(案)

令和8年度における歳入及び歳出の予算額は次のとおりです。

歳入予算額 11,369,000 円

歳出予算額 11,369,000 円

【歳入の部】

(単位)円

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
負担金	3,828,000	3,828,000	0	
群馬県	1,914,000	1,914,000	0	
館林市	1,276,000	1,276,000	0	
邑楽町	638,000	638,000	0	
繰越金	7,525,625	8,818,759	▲ 1,293,134	R7繰越金
雑収入	15,375	241	15,134	預金利息
合計	11,369,000	12,647,000	1,278,000	

【歳出の部】

(単位)円

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
委託費	9,700,000	11,500,000	▲ 1,800,000	広報資料作成等、各種委託
調査費	500,000	500,000	0	多々良沼水質調査
会議費	300,000	100,000	200,000	資料印刷費、消耗品費
事務局経費	150,000	400,000	▲ 250,000	
消耗品費	100,000	370,000		消耗品費
役務費	50,000	30,000		郵送費、振込手数料
予備費	719,000	147,000	572,000	予備費
合計	11,369,000	12,647,000	▲ 1,278,000	

【歳入の部】予算額 11,369,000 円

【歳出の部】予算額 11,369,000 円

差引額	0 円
-----	-----

議事(6) 著作物の利用規定

多々良沼・城沼自然再生協議会に係る著作物の利用規程（案）

令和8年●月■日制定

（目的）

第1条 この規程は、多々良沼・城沼自然再生協議会で作成したすべての著作物（以下「協議会著作物」という）の利用に関し、必要な事項を定めるものである。

（禁止事項及び適用除外）

第2条 協議会著作物を利用する者は、第8条に定める事項に抵触してはならない。

2 協議会が行う自然再生事業を外部機関へ委託して実施する場合は、本規程に基づく利用承認が得られたものとみなすことができるものとする。なお、当該委託を行うとする場合は、本規程を踏まえて委託を行うように努めるものとする。

（利用手続き）

第3条 協議会著作物を利用しようとする者は、原則として利用の1か月前までに、協議会の会長に対して、次に掲げる事項を記載した著作物の利用承認申請書を提出し、協議会著作物の利用承認を得るものとする。

- （1）利用者の住所、名称及び代表者氏名
- （2）利用する著作物
- （3）利用にかかる頒布物の名称及び内容
- （4）利用期間又は頒布物の巻数
- （5）利用にかかる事業や物品の収支計画
- （6）協議会著作物の利用であること及び協議会の概要の注記方法

2 利用承認は、次の各号に掲げる判定基準をすべて満たす場合に協議会の会長が文書をもって承認するものとする。なお、承認に当たり、協議会総会の議により、利用料を定めて利用承認をすることができる。

- （1）協議会の普及啓蒙に寄与するものであること
- （2）政治的若しくは宗教的な意図を有するものでないこと
- （3）協議会の普及啓蒙効果が認められるなど、専ら営利を目的とするものでないこと
- （4）社会的評価、財政的基礎及び事業実施能力があると認められる者であること
- （5）政治的又は宗教に関する団体又は関係者ではないこと
- （6）協議会著作物の利用であることが明確に記載されること

（成果物の提出）

第4条 協議会著作物の利用をしたときは、協議会著作物を利用して作成した成果物の現物又はコピー等を添えて利用状況を報告しなければならない。

（協議会著作物を利用する者の責務等）

第5条 協議会著作物を利用する者は、信義に従い、誠実に本規程を履行しなければならない。

（著作権の帰属）

第6条 協議会以外の者が、協議会著作物の利用の承認を受けた場合にあっては、協議会著作物の著作権は協議会に帰属する。

（協議会著作物の利用承認の取消し）

第7条 協議会は、次のいずれかに該当するときは利用承認を取り消すとも

頒布物の回収及び撤去をすることができる。なお、協議会はこの取消しに伴っ

て生じる一切の責任を負わないものとする。

- （1）申請内容に虚偽の事実があったとき
- （2）第8条の禁止事項に関する規定に違反したとき

（協議会著作物の利用に関する禁止事項）

第8条 次の事項に該当する利用を禁止する。

- （1）本利用規程の第2条から第5条の規定に反する利用の場合
- （2）協議会著作物の目的等と著しく乖離し、又はその品位が損なわれるおそれがある場合
- （3）法令や公序良俗に反する利用、またはそのおそれがある場合
- （4）特定の団体や個人等を中傷する場合
- （5）利用者が協議会著作物の利用、またはそれらを伴う物品、印刷物及びサービス等の提供により不当な利益及び収益等を受けている場合
- （6）政治、宗教又は資金活動と結びつけて利用する場合
- （7）提供する商品やサービスの品質を担保、または証明するものとして利用する場合
- （8）届出書や申請書に虚偽の情報を含む場合
- （9）利用者が実体の無い団体の場合
- （10）利用者が反社会的勢力もしくは、それに類する団体、企業、個人に関わりがある場合
- （11）協議会著作物の利用と同時に、第三者の知的財産を侵害した著作権、商標、特許などを利用している場合
- （12）その他、本規程の定めに適合しない場合

（改 廃）

第9条 この規程の改廃は、総会の議決によって行う。

2 この規程に定めるもののほか、本規程の運用に必要な具体的な細目については、協議会の会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和8年●月■日から施行する